

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

多治見市長

市町村名 (市町村コード)	多治見市 (204)	
地域名 (地域内農業集落名)	北小木 (北小木)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月10日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

中山間地のため集積できる農地の面積に限界がある。
将来の安定した水稲生産の維持及び経営収支の安定化が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後も水稲を中心とした農業経営を行っていく。機械化により、作業効率を高め、化学肥料の低減や高齢化が進む従事者の負担軽減を図り、新たな作物(野菜・果樹等)の検討も進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地区内の農地の集積・集約化については、土地の所有者は原則として農地中間管理機構に農地を貸し付けていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借については、農地中間管理機構を通じて行っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
なし
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市、県農林事務所、JA等の関係機関と連携し、担い手の育成に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①有害鳥獣侵入防止柵及び箱罾の設置により、作物被害の防止に取り組む。
- ②③高性能農業機械を導入し、作業効率を高め、従事者の負担軽減を図ることにより、新たな作物生産を試みる。
- ⑦農地の保全管理に努める。